

平成 23 年度第 8 回理事会報告

「平成 23 年度公益法人の事務担当者講習会」 H23.12.19

出席者：事務局 岡本・峰島

新公益法人制度への対応に関する説明会であり、内容は多岐に亘りますが詳細は資料（一部）参照。

現時点で特記すべき点として、特例民法法人からの移行スケジュールに関し、以下の説明がありました。

- ・現在、移行申請を受理してから審議会の諮問結果が出るまでに概ね 6 ヶ月かかっている。
- ・認定証が交付されてから 2 週間以内に移行登記をせねばならないため、年度途中、例えば 9 月頭に認定証が交付された場合移行登記も 9 月半ばになり、事業年度もそれに伴ってずれる事になる（但し最初の事業年度に限り 1 年 6 ヶ月とすることも可能）。

→この点について終了後、県の担当者に” 年度の中途半端な時期に法人認可を受けると年度切り替え（4 月 1 日）に新法人移行が出来ないのか” と聞いたところ、” 諮問結果が出てから県の認定を出す期間には定めが無く、年度切り替えで法人移行したい場合は、先に諮問を受けておいて 3 月下旬に認定証を交付することも可能” との回答でした。また、申請後に審議会にかかる前に年度が替わった場合、会計等の書類を出し直し求められる可能性があるそうです。

上記に鑑み、平成 22 年度第 2 回総会において、会員向けに平成 23 年度中の移行申請方針を説明していましたが、平成 24 年度に入った後出来る限り早い時期に申請し、移行認可の諮問を受けた上で平成 25 年 3 月に認定証の交付を受け平成 25 年 4 月 1 日に移行登記する予定と変更を提案します。

なお、移行申請に係る書類の大半は会計に関するものであり、会計事務所に作成を依頼予定です。

また、役員選出の方法も、総会において候補者一名ずつについて信任を求める必要があるなど、大きな変更が必要になります（詳細は「移行認定のための「定款変更の案」作成の案内」P9 および P10、定款例第 17 条第 3 項参照）

(平成 21 年 11 月改訂版)

移行認定のための

「定款の変更の案」作成の案内



内閣府

〔作成の趣旨〕

従来の公益法人制度では、法人のガバナンスについての詳細な規定が民法に置かれておらず、主務官庁ごとに監督が行われてきました。新制度においては、主務官庁制を廃止して準則主義を採用するに当たり、法人自らが責任を持って自主的・自律的に運営を行っていけるよう、法律でガバナンスに関する様々な事項が明確に定められました。

特例民法法人が、移行認定を受けるには、その定款の内容（定款の変更の案の内容）が、これらの法律等の規定に適合するものであることが必要であり、有識者で構成される公益認定等委員会（都道府県にあっては、当該都道府県に置かれた合議制の機関）において審査することになりますが、定款の変更の案の作成は、各法人において相当なご苦労があるものと予想されます。

そこで、移行認定を受けようとする法人の利便に資するため、法人法、認定法、公益認定等ガイドライン及び「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」を踏まえて、定款の定め例とその説明を取りまとめました。

なお、本資料は、法人において、定款の変更の案を作成する際の参考に資するために作成したもので、法人法等に適合しているか否かを直接判断するための基準ではありません。

また、本資料においては、移行認可を受けて一般法人になる場合についても可能な範囲で解説を加えていますのでご参照下さい。

〔全体の構成〕

(1) 公益社団法人の場合 (ページ)

第1章 総則 (法人の名称、事務所)	1
第2章 目的及び事業	1
第3章 社員 (社員の資格の得喪、代議員制など)	3
第4章 社員総会 (社員総会の権限、決議方法など)	5
第5章 役員 (役員の選解任、報酬など)	9
第6章 理事会 (理事会の権限、決議方法など)	15
第7章 資産及び会計 (予算決算など)	17
第8章 定款の変更及び解散	21
第9章 公告の方法	23
附 則 (施行日など)	25

(2) 公益財団法人の場合

第1章 総則 (法人の名称、事務所)	27
第2章 目的及び事業	27
第3章 資産及び会計 (基本財産、予算決算など)	29
第4章 評議員 (評議員の選解任、報酬など)	33
第5章 評議員会 (評議員会の権限、決議方法など)	37
第6章 役員 (役員の選解任、報酬など)	39
第7章 理事会 (理事会の権限、決議方法など)	47
第8章 定款の変更及び解散	49
第9章 公告の方法	51
附 則 (施行日など)	51

(参考資料)

- ・ 移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について(平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会)..... 55
- ・ 定款の変更の案についての申請書類様式及び記載要領 82

＜凡 例＞

1. 各欄の記載内容

(1) 定款の定め方の例

各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載しています。

(2) 説 明

法人法により必ず記載しなければいけない事項の説明など、定款の変更の案を作成するに当たって特に注意して頂きたい事項を記載しています。

(3) 備 考

公益認定の基準との関係、代議員制を採用する法人や移行認可を受けて一般法人になる法人の場合についての説明などを参考として記載しています。

2. 記載事項の種類

(1) 必要的記載事項等

必要的記載事項とは、すべての事項を定款に記載しなければならない事項です。その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じませんので、注意して下さい。法人法上の必要的記載事項は、次のとおりです。

- ・ 目的（法人法 11 条 1 項 1 号、153 条 1 項 1 号）
- ・ 名称（法人法 11 条 1 項 2 号、153 条 1 項 2 号）
- ・ 主たる事務所の所在地（法人法 11 条 1 項 3 号、153 条 1 項 3 号）
- ・ 社員の資格の得喪に関する規定（法人法 11 条 1 項 5 号）※社団法人のみ
- ・ 評議員の選任及び解任の方法（法人法 153 条 1 項 8 号）※財団法人のみ
- ・ 公告方法（法人法 11 条 1 項 6 号、153 条 1 項 9 号）
- ・ 事業年度（法人法 11 条 1 項 7 号、153 条 1 項 10 号）

（注）なお、特例民法法人が移行認定（認可）の申請を行う場合には、「設立時社員の氏名又は名称及び住所」（法人法 11 条 1 項 4 号）又は「設立者の氏名又は名称及び住所」等（法人法 153 条 1 項 4 号から 7 号までの事項）を定款の変更の案に記載する必要はありません。

また、法人法上の必要的記載事項ではありませんが、移行認定を受けるためには、次の事項を定款に記載する必要があります。

- ・ 会計監査人を置く旨の定め（法人法 60 条 2 項、170 条 2 項、認定法 5 条 12 号）
- ※貸借対照の負債の部の額等が政令で定める基準（認定法施行令 6 条）以下の場合を除く

- ・理事会、監事を置く旨の定め（法人法 60 条 2 項、61 条、認定法 5 条 14 号ハ）※社団法人のみ
- ・不可欠特定財産についての定め（認定法 5 条 16 号）※該当する財産がある場合のみ
- ・公益認定の取消し等に伴う贈与についての定め（認定法 5 条 17 号）
- ・残余財産を他の公益法人等に帰属させる旨の定め（認定法 5 条 18 号）

(2) 相対的記載事項

必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はありませんが、「定款の定めがなければその効力を生じない事項」（法人法 12 条）です。具体例としては、次の事項があります。

- ・社員の経費支払い義務（法人法 27 条）
- ・理事及び監事の任期の短縮（法人法 66 条、67 条）
- ・理事会の決議の省略（法人法 96 条）等

(3) 任意的記載事項

法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項です。記載がなくても定款の効力に影響はありませんが、記載したものを変更するときは、定款変更の手続（法人法 146 条、200 条）が必要となります。

3. 略語

- 法人法 …………… 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
- 認定法 …………… 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
- 整備法 …………… 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）
- 公益認定等ガイドライン …………… 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会）
- 留意事項 …………… 移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について（平成 20 年 10 月 10 日内閣府公益認定等委員会）

☆ これらの資料や、具体事例に即してよくある質問に対する回答集（FAQ）を、公益法人 information (<https://www.koeki-info.go.jp/>) に掲載しておりますので、ご参照ください。

(1) 公益社団法人の場合

下線(実線) ⇒ 必要的記載事項、認定を受けるために記載が必要な事項

下線(点線) ⇒ 相対的記載事項

下線なし ⇒ 任意的記載事項

黒色文字 ⇒ 理事会を設置する一般社団法人に移行する場合でも参考にできる記載

茶色文字 ⇒ 公益社団法人についてのみ適用される記載

定款の定め例	説 明
公益社団法人〇〇〇〇定款 第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、公益社団法人〇〇〇〇と称する。 【一般法人に移行する場合には、(注1)を参照】 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を<例：東京都〇〇区>に置く。 第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。 (事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 〇〇〇〇の△△△△その他××××及び〇〇〇〇に関する△△△△の普及 (2) △△△△において××××を行う〇〇〇〇の推進 ： ： (n) その他この法人の目的を達成するために必要な事	・法人の名称は、法人法上の必要的記載事項です(法人法11条1項2号)。公益社団法人は、その名称中に「公益社団法人」という文字を用いなければなりません(認定法9条3項)。 ・主たる事務所の所在地は、必要的記載事項です(法人法11条1項3号)。「所在地」とは最小行政区画(市町村、東京都の特別区)です。 ・従たる事務所については、(注2)を参照。 ・法人の目的(法人が行う事業)は、必要的記載事項です(法人法11条1項1号)。 ・法人は、法令の規定に従い、定款に定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うので、事業内容を具体的に記載する必要があります。定款に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありますので注意が必要です(公益認定等ガイドライン5条1号関係)(注3)。

備 考

(注 1) 一般社団法人は、その名称中に「一般社団法人」という文字を用いなければなりません(法人法 5 条)。

<例> 第 1 条 この法人は、一般社団法人〇〇〇〇と称する。

(注 2) 従たる事務所の所在地は、必要的記載事項ではありませんが、定款に記載することもできます。なお、2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人は、国(内閣総理大臣)へ申請することとなります(整備法 47 条 1 号イ)。

<例 1> 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

<例 2> 2 この法人は、従たる事務所を〇〇県〇〇市及び〇〇県〇〇郡〇〇町に置く。

(注 3) 公益法人は、認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業(公益目的事業)を行うことを主たる目的とするものでなければなりません(認定法 2 条 4 号、5 条 1 号)。また、公益目的事業以外の事業(収益事業等)を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること等の認定基準に適合する必要があります(認定法 5 条 7 号、8 号など)。

一般法人に移行する場合の定款の変更の案においては、公益目的支出計画の実施事業(整備法 119 条 2 項 1 号イ又はハに規定する事業)が、定款に位置付けられている必要があります(公益認定等ガイドライン整備法 117 条 2 号関係)。

業

2 前項第1号の事業は、＜例1：日本全国、例2：〇〇地方、例3：〇〇県、・・・及び〇〇県、例4：〇〇県及びその周辺、例5：〇〇市、例6：本邦及び海外＞、同項第2号の事業は・・・・・・において行うものとする。

第3章 社員

（法人の構成員）

第5条 この法人は、＜例：この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者＞をもって構成する。

（社員の資格の取得）

第6条 この法人の社員になろうとする者は、＜例：理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない＞。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

・公益目的事業を2以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める法人は、国（内閣総理大臣）へ申請することになります（整備法47条1号口）。公益目的事業の実施区域については、定款において明らかにしておくのが望ましいでしょう。

・「社員」は、社団法人の存立の基礎となる構成員であり、社員総会での議決権を有し、定款で定めるところにより法人に経費を支払う義務を負います（法人法27条、48条）。

・この定款の定め例では、法人法上の用語である「社員」、「退社」などを用いていますが、各法人の実情に応じて「会員」、「退会」などとすることもできます（注4）。

・社員の資格の得喪に関する規定は、法人法上の必要的記載事項です（法人法11条1項5号）。公益法人においては、法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものでなければなりません。「不当な条件」を付しているかどうかについては、社会通念にしたがい判断されることとなりますが、法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関連性及び必要性があれば、不当な条件には該当しません。（認定法5条14号イ、公益認定等ガイドライン5条14号イ関係）

・代議員制を採用する場合については（注5）を参照。

・法人法27条（経費の負担）

・法人の実情に応じて、名誉会員、特別会員、賛助会員等の会費等に関する規定を置くこともできます。

(注 4) 法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、社員を「会員」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります（留意事項Ⅱ2）。

また、法人の実情に応じて、社員以外の構成員として、名誉会員、特別会員、賛助会員等に関する規定を置くこともできます。

＜例＞

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体

(2) 特別会員

(3) 賛助会員

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(注 5) 代議員制を採用する場合には、定款の定めにより、次の(1)から(5)の事項を満たすことが重要です（留意事項Ⅱ3）。

(1) 「社員」（代議員）を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定款で定められていること

(2) 各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること

(3) 「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われてい

<u>(任意退社)</u> 第 8 条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。 <u>(除名)</u> 第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。 ＜例＞ (1) この定款その他の規則に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。 <u>(社員資格の喪失)</u> 第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。 (2) 総社員が同意したとき。 (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。	・定款における社員による経費の負担の定めと一般社団法人の法人税法上の取扱いについては、(注 35) を参照。 ・法人法 28 条 (任意退社) ・法人法 30 条 (除名)、49 条 2 項 (社員総会の特別決議)
第 4 章 社員総会 (構成) 第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。 (権限) 第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。 ＜例＞ (1) 社員の除名 (2) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の承認 (5) 定款の変更	・法人法 29 条 (法定退社) ・社員総会の名称を定款において「総会」等の通称名で規定する場合については (注 6) を参照。 ・理事会を設置する法人の場合、社員総会は、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができます (法人法 35 条 2 項)。 ・法人法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは効力を有せず (法人法 35 条 4 項)、社員総会

ること

(4) 選出された「社員」(代議員)が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員(代議員)の任期が終了しないこととしていること

(5) 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること

<例>代議員制を採用する場合の定款の定め例

第〇条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員 〇〇の資格を有する者

(2) 準会員 当法人の活動に協賛する者、〇〇の資格の取得予定者

2 この法人の社員は、概ね正会員 300 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める。)

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、〇月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする)。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員)につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)

(6) 解散及び残余財産の処分 <(7) 不可欠特定財産の処分の承認> (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 【会計監査人を置かない場合、第2号の<>内は不要です。】 (開催) 第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。 (招集) 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。 (議長) 第15条 社員総会の議長は、<例1:当該社員総会において社員の中から選出する、例2:代表理事がこれに当たる>。 (議決権) 第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。 (決議) 第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。	以外の機関がその決定をくつがえすこととなるような定款の定めを設けることもできません(留意事項Ⅱ5)。 ・ 定時社員総会は、年に1回、毎事業年度終了後一定の時期に招集しなければならない(法人法36条1項)ので、開催時期を定めておくのが望ましいでしょう。他方、臨時社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができます(法人法36条2項)(注7)。 ・ 法人法36条、38条(社員総会の招集) ・ 総社員の議決権の10分の1以上が必要とされますが、定款で5分の1以下の割合を定めることもできます(法人法37条1項)。 ・ 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理し、また、命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる強い権限を有する(法人法54条)ので、その選出方法について定めておくことが通例です。 ・ 定款で別段の定めをした場合を除き、社員は各1個の議決権を有します(法人法48条)(注8)。 ・ 法人法49条(社員総会の決議) ・ 公益法人は、定款の定めにより、社員総会の普通決議の決議要件(定足数)を大幅に緩和し、あるいは撤廃するこ
--	---

- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（注 6）法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、社員総会を「総会」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります（留意事項Ⅱ2）。

<例>

第 11 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（注 7）事業計画書や収支予算書等の承認のために、毎事業年度開始前に、社員総会を開催する場合であっても、法人法上は、臨時社員総会の位置付けになります。

（注 8）定款で別段の定めをした場合であっても、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しません。（法人法 48 条 2 項）

公益法人は、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合、その定めが次のいずれにも該当するものでなければなりません（認定法 5 条 14 号ロ）。

(i) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行う。 (1) 社員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 ＜(5) 不可欠特定財産の処分＞ (6) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。 (議事録) 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。 第5章 役員＜及び会計監査人＞ (役員＜及び会計監査人＞の設置) 第19条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○○名以上○○名以内 (2) 監事 ○○名以内 2 理事のうち1名(○名)を代表理事とする。 3 代表理事以外の理事のうち○名を業務執行理事とする。 ＜4 この法人に会計監査人を置く。＞ (役員＜及び会計監査人＞の選任) 第20条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、社員総会の決議によって選任する。 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】	とは許されません(留意事項Ⅱ4)。 ・総社員の議決権の3分の2以上が必要とされていますが、定款によりこれを上回る割合を定めることもできます(法人法49条2項)。 ・理事の選任の決議方法については、(注9)を参照。 ・法人法57条(議事録) ・社員総会に関するこのほかの記載事項については、(注10)を参照。 ・公益法人は、理事会を置かなければならないため、監事を設置し、理事も3名以上でなければなりません。監事を設置するには定款の定めが必要です(認定法5条14号ハ、法人法60条2項、61条、65条3項)。 ・理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければなりません(法人法90条3項)(注11)。 ・公益社団法人において代表理事の選定等の過程に社員総会を関与させる場合については、(注12)を参照。 ・代表理事等の名称を定款において「理事長」等の通称名で規定する場合につ
--	---

(2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。

(注 9) 社員総会で理事の選任議案を採決する場合には、各候補者ごとに決議する方法を採ることが望ましく、定款に、社員総会の議事の運営方法に関する定めの一つとして、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」を一般的に許容する旨の定めを設けることは許されません（留意事項Ⅱ4）。

(注 10) 法人法では、議決権の代理行使（50 条）、書面による議決権の行使（51 条）、電磁的方法による議決権の行使（52 条）、社員総会の決議の省略（58 条）、社員総会への報告の省略（59 条）等が定められており、その手続について定款に規定しておくこともできます。

(注 11) 代表権のない者（代表権を有しない理事を含む）に対し、「理事長」など法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、法人が表見代表ないし表見代理の責任を負う可能性があります（法人法 82 条、民法 110 条等）（留意事項Ⅱ1）。

(注 12) 公益社団法人において、理事会のみで代表理事の選定等を行うこととせず、代表理事の選定等の過程に社員総会を関与させることとする場合には、理事会によるガバナンスの確保を図ることとした法人法の趣旨を踏まえ、理事会の法定の権限である代表理事の選定及び解職権限を実効的に担保することができる内容の定款の定めを設けることが望ましいでしょう（留意事項Ⅱ7）。

(理事の職務及び権限) 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞ 3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 (監事の職務及び権限) 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 ＜(会計監査人の職務及び権限)＞ 第23条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。	いては（注13）を参照。 ・ 役員の定数は、「〇〇名以上〇〇名以内」というように上限と下限を設けることもできます。 ・ 公益法人は、貸借対照表の負債の部の額等が、政令で定める基準（認定法施行令6条）以下の場合を除き、会計監査人を置かなければならず、その旨を定款に規定する必要があります（認定法5条12号、法人法60条2項）（注14）（注15）。 ・ 公益法人における理事等の構成については、（注16）を参照。なお、理事の構成等と租税特別措置法第40条の関係については、（注17）を参照。 ・ 理事は、理事会において、一定の取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません（法人法84条、92条）。 ・ 複数理事間の職務権限分掌関係を定めておくことは、法令上必須ではありませんが、ガバナンス確保上重要と考えられます（注18）。 ・ 理事会への定期的な報告については、（注19）を参照。 ・ 法人法99条1項、2項（監事の権限）。このほかの監事の職務、権限等については、（注20）を参照。 ・ 法人法107条1項、2項（会計監査人の権限等）。このほかの会計監査人の職務、権限等については、（注21）を参照。
--	---

<例 1>

第〇条 理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

<例 2>

第〇条 理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

(注 13) 法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、代表理事を「理事長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります（留意事項Ⅱ2）。

<例>代表理事、業務執行理事の役職名を、理事長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を理事長、〇名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(注 14) 一般法人であっても、大規模一般社団法人（貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である一般社団法人）については、会計監査人を置かなければならず、その旨を定款に規定する必要があります（法人法2条2号、60条2項、62条）。

(注 15) 旧社団法人の定款における会計監査人を置く旨の定めは、法人法上の会計監査人を置く旨の定めとしては効力を有しないので、移行前に定款を変更して法人法上の会計監査人を設置している場合を除いて、定款変更の案の作成に当たっては、旧定款の会計監査人に関する規定を削除した上で、新たに会計監査人に関する規定を新設するという形にする必要があります（整備法80条3項）。

(注 16) 公益法人は、理事の構成について、次の制限が課されます。これらについて、必ずしも定款で定める必要はありませんが、遵守するための手続を決めておくことが重要と考えられます。監事が複数名いる場合についても同様です。

(1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはなりません（認定法5条10号）。

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはなりません（認定法5条11号）。

(注 17) 個人が公益法人に対して財産の寄附をした場合において、一定の要件を満たし国税庁長官の承認を受けたときは、その譲渡所得等に係る所得税は非課税となります（租税特別措置法40条）が、この承認を受けるためには、公益法人の定款において、法人法及び認定法により記載しなければいけない事項のほか、次に掲げる要件を満たしていることが必要となります（租税特別措置法、同法施行令、関係通達等）。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの
>

【会計監査人を置かない場合は、第 23 条は不要です。】

(役員＜及び会計監査人＞の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】

(役員＜及び会計監査人＞の解任)

第 25 条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、社員総会の決議によって解任することができる。

<2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

・ 理事の任期は、定款又は社員総会の決議によって短縮することもできます (法人法 66 条)。

・ 監事の任期は、定款によって、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することもできます (法人法 67 条)。

・ 法人法 75 条 1 項 (役員に欠員を生じた場合の措置)

・ 法人法 69 条 (会計監査人の任期)

・ 法人法 70 条 1 項 (解任)

・ 監事を解任する場合は、特別決議が必要となります (法人法 49 条 2 項)。

・ 法人法 71 条 (監事による会計監査人の解任)

(1) 定款において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも 3 分の 1 以下とする旨の定めがあること。

イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員（①において「会社役員」という。）又は使用人である者

①当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

②当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第 2 条第 10 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

<例>

第〇条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(2) 定款において、公益法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法 40 条 1 項に規定する公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

<例>（認定法 5 条 18 号と租税特別措置 40 条の要件を満たす定め例）

第〇条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(3) 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第 2 条第 15 項に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の 3 分の 2 以上の同意を得ることを必要とすること。

<例 1>

第〇条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

<例 2>

第〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(※) 個人が一般法人に対して財産の寄附をした場合における国税庁長官の承認の要件については、関係法令等（租税特別措置法、同法施行令、関係通達等）をご確認下さい。